

# 工業会活動

## 平成30年度税制改正に関する要望

(一社)日本航空宇宙工業会、税制分科会(早田委員長)は、日本企業の競争力強化、税の公平性、企業活動阻害要因の排除、国際的整合性の見地から、各税制要望の見直しを行った。

航空宇宙関連要望として「航空機貸渡事業者への輸出免税措置の要望」を、一般要望として「研究開発促進税制の拡充の要望」以下14件の税制改正に関する要望をまとめた。

そして、その税制改正要望に対して格段の配慮が講じられるよう、与党主催の以下の3件の会合にそれぞれに関係する他団体と共に参加し、要望概要を説明するとともに要望書を提出した。

### 1) 11月9日(木) :

「予算・税制に関する政策懇談会」

(機械・工業関係)

自由民主党 組織運動本部 商工・中小  
企業関係団体委員会および政務調査会  
経済産業部会共催

参加団体 :

12団体(日本機械工業連合会、日本電機  
工業会、電子情報技術産業協会、他)

### 3) 11月14日(火) :

「安全保障部会ヒアリング」

公明党 安全保障部会主催

参加団体 :

3団体(日本防衛装備工業会、日本造船  
工業会、SJAC)

要望内容は以下のとおり。

### 2) 11月14日(火) :

「予算・税制に関する政策懇談会」

(安全保障関係)

自由民主党 組織運動本部 安全保障関  
係団体委員会および政務調査会 国防部  
会共催

参加団体 :

7団体(日本防衛装備工業会、日本造船  
工業会、他)

## 航空宇宙関連 要望

### 1. 航空機の貸渡事業者への輸出免税措置の要望

消費税法施行令第17条第1項及び第2項において、外航船舶等の譲渡等のうち船舶運航事業、船舶貸渡業又は航空運送事業を営む者に対するものが輸出免税の対象とされている。船舶においては、運航事業者に加え、貸渡事業者も対象となっている。一方、航空機においては、貸渡事業者が対象となっていない。そこで税の公平性の観点から航空機においても、輸出免税の規定に貸渡事業者を加えることを要望する。

### 一般要望

#### 1. 研究開発促進税制の拡充の要望

我が国航空宇宙産業界の国際競争力強化のためには、研究開発投資の増強・拡充が必須であり、試験研究費に係る税額控除制度はその強力な後押し効果をもたらすことから、一層の充実強化が図られるよう下記項目を要望する。

- 1) 試験研究費の総額に係る税額控除限度額を拡充し、現行の25%から30%に引き上げること。
- 2) 平成27年度税制改正で廃止された繰越控除制度を復活し、5年間繰越可能とすること。また、繰越控除制度の復活にあたっては控除限度超過額の繰越要件を設けないこと。
- 3) 企業会計に合わせて、研究開発専用設備及びソフトウェアの即時償却を容認すること。

#### 2. 地方法人課税の包括的見直しの要望

企業は事業所税をはじめ、法人住民税均等割、都市計画税、固定資産税など多岐に亘る外形的地方課税を受けているが、課税標準が重複するなど、錯綜している。平成16年度に導入された法人事業税外形標準課税によって、地方税は更に複雑化しており、所得に対する地方法人二税とあわせて、企業は二重課税による過重な税負担を強いられている。そこで、企業の国際競争力の維持・確保、二重課税の排除、税制簡素化による企業の実務負担軽減の観点より、地方法人二税の廃止、固定資産税の廃止、法人事業税外形標準課税の廃止あるいは実務の簡略化、など、地方法人課税全体についての包括的見直しを要望する。

特に償却資産に対する固定資産税については、国際的にも生産財に対する課税は極めて異例であり、日本の製造業の競争力強化という観点も踏まえ、廃止すべきである。

### 3. 法人税等実効税率の引き下げの要望

平成28年度税制改正により法人実効税率の20%台への引き下げが実現したが、国際標準に比べると未だ高い水準にあり、更なる法人実効税率の引き下げを要望する。

ただし、財源確保のための課税ベース拡大や外形標準課税等の強化と合せた法人税率引き下げは慎重に検討すべきである。

### 4. 減価償却制度の見直しの要望

日本企業の競争力強化及び景気刺激のためにも、企業の設備投資を税制面から支援するよう、下記項目を含めて減価償却制度の見直しを引き続き要望する。

- 1) 減価償却方法は資産の使用実態等により、適切な方法を選択すべきものなので、定額法と並び定率法を存続させること。また、定率償却に依拠した有用なファイナンススキームが国産航空機の販売促進においては極めて重要であるため、定率償却の維持が必要である。
- 2) 損金経理要件を撤廃すること。
- 3) 少額減価償却資産の損金算入限度額を10万円から30万円未満まで引上げること。

### 5. 受取配当金の益金不算入制度の見直しの要望

平成27年度税制改正で複雑化した国内受取配当金の益金不算入制度の縮小措置を見直し、二重課税排除のためにも株式等の所有割合に関係なく益金不算入割合を100%とし、持ち株比率1/3超の場合も負債利子控除を廃止すること。また、平成21年度税制改正で創設された外国子会社配当金益金不算入制度における益金不算入の割合を100%（現行は95%相当額）とすることを要望する。

### 6. 税務申告手続きの簡素化・合理化等に関する要望

- 1) 地方税の統一納付機関の設置、または本店所在地の都道府県・市町村への一括申告納付制度の創設等、申告・納付手続を簡素化することを要望する。
- 2) 法人税及び消費税の納付期限を事業年度終了後2ヶ月以内から3ヶ月以内に延長することを要望する。
- 3) 源泉所得税の納付期限を支払翌月末日とすることを要望する。

### 7. 欠損金の繰戻還付制度の復活の要望

平成28年度税制改正で大法人の繰越欠損金の控除限度額が60%（平成30年度以降は50%）に引き下げられたが、諸外国と比べて見劣りする制度となっており、事務負担の軽減の為にもこの制限の撤廃を要望する。又繰越欠損金の繰越期限（現行9年、平成30年度以降10年）を無期限とすることや、繰戻還付制度の復活（現在停止中）及び還付期間の延長（現行1年を2年に）を要望する。

## 8. 連結納税制度の改善の要望

連結納税制度は、機動的な組織再編やグループ経営導入により日本企業の国際的な競争力強化を実現するために導入されたが、下記導入阻害要因を改善し、有効活用することを要望する。

- 1) 連結納税の開始時・加入時に伴う資産の時価評価の除外要件を撤廃もしくは緩和すること。
- 2) 現状国内100%子会社のみが連結納税の対象となっているが、企業グループ内で納税資金負担を軽減していくため、出資比率要件を大幅に緩和し、連結納税対象範囲を拡大すべき。
- 3) 地方税においても、連結納税制度を導入すること。

## 9. 印紙税の廃止の要望

電子商取引の急速な普及に伴って課税客体自体が存在しなくなりつつある現状に鑑み、公平性の観点より契約書等に係る印紙税を廃止することを要望する。

## 10. 外国税額控除制度の見直しの要望

- 1) 外国で直接納税し日本において控除対象となる外国法人税額については、その限度超過額や限度余裕額について現行3年間の繰越が認められているが、所得の減少額や外国法人税額が大きい等の事由により、現行の繰越期間では期間が短く控除できずに二重課税の負担が生じる可能性が生じることから、欠損金の繰越期間と同程度（10年）に延長することを要望する。
- 2) 外国税額控除を選択した場合、控除不能となった部分は損金不算入であるが、これによると最終的に二重課税が解消されないことから、控除不能となった繰越外国法人税については損金算入可能となることを要望する。

## 11. BEPS行動計画への対応

BEPS（税源浸食と利益移転）行動計画を踏まえた国内制度整備においては、移転価格税制に関する文書化要求に対して企業に過度な負担を与えないよう配慮するなど、企業活動の制約や競争力低下など企業経営に深刻な影響を与えないような制度設計を要望する。

## 12. 移転価格税制見直しおよび相互協議の円滑化の要望

移転価格に関しては、相互協議・交渉の円滑化により国内外における企業と税務当局の見解の相違を未然に防ぎ、かつ国際二重課税のリスクを軽減することにより、企業の国際活動の推進が期待される。よって

- 1) 相手国との相互協議・交渉に関して、APA（移転価格事前確認制度）・相互協議の一層の迅速化・効率化を要望する。
- 2) 移転価格税制における持分基準について、出資者による価格操作等が困難な出資比率50%の企業を含まないように、現行の50%以上から、日本以外の多くの国で基準としている50%超へ見直すよう要望する。

### 13. 消費税に関する要望

#### 1) 消費税仕入税額控除における95%ルールの復活

課税売上を主とする事業者にとって、仕入は間接的であっても課税売上に資すると推測され、課税売上割合による按分計算を適用すると、事業実態以上に事業者への負担が生じることになる。また、売上規模で取扱いを変える合理的な理由も無いため、従前の消費税仕入税額控除における95%ルールの復活を要望する。

#### 2) 控除対象外消費税の損金経理要件の撤廃

控除対象外消費税額の算出には、当年度末までに計上された全ての仮払消費税を3区分し、自己宛輸出等のみなし輸出額を含めた課税売上割合の算定が必要になり、決算時には間に合わせることは困難である。よって、企業実務を考慮し、損金経理要件の撤廃を要望する。

### 14. 地球温暖化対策税の用途拡大及びこれに関連した増税や新税の創設には反対

地球温暖化対策税は、エネルギー価格の上昇に拍車を掛け、国民生活や産業活動に大きな影響を与えており、我が国経済の回復、成長の足かせとなるおそれが高く、廃止も含めた抜本的見直しが必要である。併せて、地球温暖化対策税収の用途拡大（森林吸収源対策や地方の地球温暖化対策への充当）及びこれに関連した企業負担を増大させる増税や新税（大型炭素税等）の創設に反対する。

〔(一社)日本航空宇宙工業会 税制分科会委員長 早田尚史（三菱重工業）、総務部部長 西出重人〕